

News Release

令和 7 年 3 月 21 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

不使用日割引の導入等に伴う特例認可等の申請 及び 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る離島等供給約款の特例承認 の申請について、経済産業大臣に意見回答を行いました

3 月 21 日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業者から申請のあった、不
使用日割引の導入等に伴う特例認可等の申請及び「電気・ガス料金負担軽減支援
事業」に係る離島等供給約款の特例承認の申請について、経済産業大臣から意見
の求めを受け、認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

- (1) 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員
会での議論を踏まえ、不使用日割引の導入等に伴い、2025 年 4 月 1 日に関連す
る約款の変更される予定です。

(参考) 電力・ガス基本政策小委員会で議論されている内容に関しましては、第 72
回電力・ガス基本政策小委員会 資料 6 をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/072_06_00.pdf

この約款変更に伴い、過去の災害特例の認可等を行った事案に関して、不使用
日割引等の導入以降に、災害特例を適用するため、令和 7 年 3 月 14 日付で電気
事業者(別添 1)から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請
(特例認可申請書の申請)がありました。

○申請概要

特例措置として、被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給
約款、託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款以外の供給条件
(料金の支払期日の延長、不使用日の電気料金の免除等、別紙の URL のとおり。
で電気の供給を行う。

- (2) 現在、全国の電気・ガスの小売事業者等を通じて電気・ガス料金の値引きを行う
「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が実施されています。

この度、一般送配電事業者の最終保障供給約款等が変更されることに伴い、電
気事業法の関係法令に基づき承認を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う以
下の事業者^(※)から、令和 7 年 3 月 14 日付で、経済産業大臣に対して当該約款以
外の供給条件の承認を受けるための申請がありました。

(※)申請を行った事業者一覧

○一般送配電事業者(3 者)

- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

【申請概要】

最終保障供給約款及び離島等供給約款について、以下の供給条件の承認を受けるための申請

➤ 低圧で供給を行う場合

令和 7 年 1 月の検針日から令和 7 年 3 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 2.5 円/kWh を差し引いた額とする。

令和 7 年 3 月の検針日から令和 7 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.3 円/kWh を差し引いた額とする。

➤ 高圧で供給を行う場合

令和 7 年 1 月の検針日から令和 7 年 3 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 1.3 円/kWh を差し引いた額とする。

令和 7 年 3 月の検針日から令和 7 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価については、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から 0.7 円/kWh を差し引いた額とする。

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の認可等を行うことについて、意見の求めがあり、3 月 21 日、電力・ガス取引監視等委員会は、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第 563 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 田上

担当者:赤松、曾我部、津金

電 話:03-3501-1529

(別紙)

不使用日割引等の導入に伴う特例認可再申請一覧
(認可等され次第、各社にて掲載予定)

<東北電力ネットワーク>

- ・2024 年 12 月 28 日からの大雪にかかる災害救助法の適用によるもの。
- ・2025 年 2 月 4 日からの大雪にかかる災害救助法の適用によるもの。
- ・2025 年 2 月 17 日からの大雪にかかる災害救助法の適用によるもの。
- ・2025 年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害救助法の適用によるもの。

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/news/index.html>

<北陸電力株式会社>

- ・低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用によるもの。

<https://www.rikuden.co.jp/press/>

<北陸電力送配電株式会社>

- ・低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる災害救助法の適用によるもの。

https://www.rikuden.co.jp/nw_press/

<九州電力送配電株式会社>

- ・令和6年 11 月 8 日からの大雨にかかる災害救助法の適用によるもの。

<https://www.kyuden.co.jp/td/press.html>